

# 農業委員会事務局からのお知らせ

## ●農地の適正な管理をお願いします

近年、農業の担い手不足により、耕作されなくなった農地(耕作放棄地)が増加しています。耕作放棄地は、雑草・雑木が繁茂し、病虫害や火災の発生原因となる恐れがあるほか、有害鳥獣の潜入や産業廃棄物等の不法投棄場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に迷惑を及ぼします。定期的に耕起や草刈り、除草等を行い、農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、農地が無断転用、遊休農地や耕作放棄地になることを防ぐため、農地パトロールを行っています。パトロールの際、農地に立ち入ることがありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



**【諸事情により農地管理が困難な方は…】** 草刈りなどの作業を東海村シルバー人材センター(☎282-3446)に委託することができます(有料)。費用等の詳細は、お問い合わせください。

## ●相続で農地を取得したときは、届け出をお願いします!

相続で農地を取得したときは、登記手続き完了後に農業委員会へ届け出をお願いします。届け出の書式は、農業委員会窓口(役場行政棟2階)に備え付けてあるほか、村公式ホームページからもダウンロードできます。

## ●農地を貸したい・借りたい方へ

「農地集積バンク」(農地中間管理機構)では、農地の集約化や耕作放棄地の解消を図るため、高齢化や後継者不足等で耕作を続けることが難しくなった農地を一括して借り受け、担い手(地域の意欲のある農業者等)に貸し付ける事業を行っています。興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

### 【借り受ける農地の基準】

▽農業振興地域内の農地である。▽再生作業が

著しく困難な遊休農地でない。▽当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できる。

▽農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地である。



### 【問い合わせ】

農地中間管理機構(公益社団法人茨城県農林振興公社 ☎239-7131)、東海村農業委員会事務局(☎282-1711 内線1227)

<h3>出し手</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>●規模縮小</li><li>●経営転換</li><li>●農地相続</li></ul> でお困りの方	<h3>農地集積バンク</h3> <p>(農地中間管理機構)</p>	<h3>担い手</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>●規模拡大</li><li>●新規参入</li></ul> をお考えの方
<h4>農地を貸すメリット</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。</li><li>貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。</li><li>設定した地代は機構から確実に支払われます。</li><li>公的な機関なので、安心して貸付できます。</li></ul>	<h4>借受と転貸</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>市町村・農業委員会と連携し農地の集積・集約を進めます。</li><li>担い手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。</li><li>担い手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理します。</li><li>簡易な条件整備を行います。(担い手の要望により)</li></ul>	<h4>農地を借りるメリット</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能です。</li><li>分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。</li><li>地代は機構にまとめて支払っていたが、機構が出し手へ個別に支払います。</li><li>耕作ができなくなった場合、機構が次の担い手を探します。</li></ul>